

中国における最近の知財トピックス

2023年6月30日
 方信グローバル知財サービス(株)
 〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番8号
 DFビル6階
 中国弁護士・中国弁理士 方喜玲
 萩原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今回は、国家知識産権局発表の国家知識産権局統計年報から専利、商標に関する出願データ、同商標局制定の《審判事件中止に関する規準》、国家知識産権局公表の2022年専利覆審無効10大案件などについて紹介させていただきます。

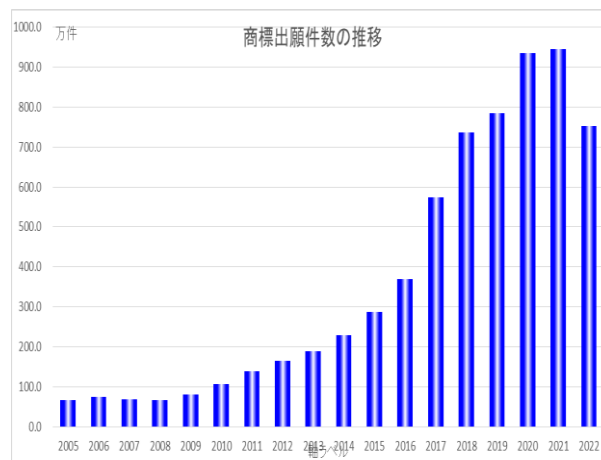
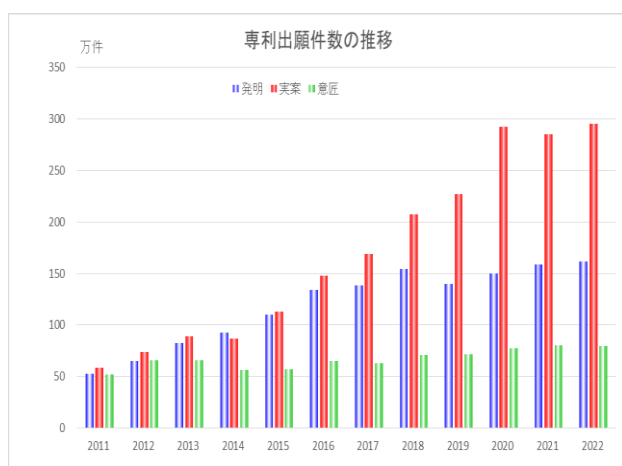
敬具

1. 専利、商標の出願データ 国家知識産権局統計年報 2022年から抜粋

2022年の中国の発明専利出願件数は161.9万件で前年同期比2.1%増、うち国外からの出願は15.5万件で前年同期比2.0%減、全出願件数に占める割合は9.6%、実用新案出願件数は295.1万件で前年同期比3.5%増、うち国外からの出願は6,514件で前年同期比5.6%減、全出願件数に占める割合は0.2%、意匠出願は79.5万件で前年同期比1.4%減、うち国外からの出願は1.7万件で前年同期比8.1%減、全出願件数に占める割合は2.1%であった。

中国の商標登録出願件数は751.6万件で前年同期比20.5%減、うち国外からの出願は21.2万件であり、前年同期比17.8%減、全出願件数に占める割合は2.8%であった。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/5/art_3249_185538.html



【国外出願人の中国出願ベスト10】

	発明専利		実用新案専利		意匠専利		商 標	
1	日 本	45,259	米 国	1,575	米 国	4,835	米 国	51,288
2	米 国	43,090	日 本	1,464	日 本	3,471	日 本	24,426
3	韓 国	18,262	韓 国	1,035	韓 国	2,021	英 国	17,583
4	ドイツ	15,218	ドイツ	647	ドイツ	1,573	ドイツ	16,387
5	フランス	4,969	フランス	334	フランス	690	韓 国	14,783
6	スイス	4,491	オランダ	208	スイス	689	フランス	10,109
7	オランダ	3,224	シンガポール	164	イタリア	612	スイス	7,904
8	英 国	2,779	イタリア	146	英 国	513	イタリア	6,854
9	スウェーデン	2,670	スイス	143	オランダ	317	シンガポール	6,536
10	イタリア	1,844	スウェーデン	83	スウェーデン	313	オーストラリア	6,473

2. 国家知識産権局商標局、《審判事件中止に関する規準》について

正当な権利者が引用商標の障害が取り除かれた後の他人の先願を避けるために繰り返しの出願や繰り返しの法的手続きを余儀なくされるなど、長年実務を悩ませて来た問題を解消し、また、正当な権利者が商標権を取得するための不必要な制度的コストを低減し、正当な権利者の商標権のタイムリーな承認と授權確認を促進するために本規準が制定された。

【規準の内容】
一、中止の原則、必要性の原則

案件の審理中に先行権利の確定などの状況が審理の結果に実質的な影響を及ぼす場合にのみ審理は中止される。その他の審判の理由あるいはその他の権利状態が確定された先行商標で案件の結論確定に十分であると判断される場合には審理は中止されない。

二、中止の態様

案件の具体的な状況に応じて、中止すべき7種の状況と、中止できる3種の状況を定めている。

中止すべき事由のうち5種は、拒絶査定不服審判、不登録決定不服審判および無効宣告案件に一般的に該当する。

(1) 係争中の商標または引用商標が登録者の名義変更または譲渡手続き中であり、変更または譲渡後に紛争商標または引用商標に権利の抵触がなくなる場合。

(2) 引用商標が有効期間を過ぎ、更新手続き中であるか、更新期間が延長される場合。

(3) 引用商標が出願の取消または出願取下の手続き中である場合。

(4) 引用商標が取消、無効宣告されまたは満了時に更新されない場合、案件審理時の取消、無効宣告または消滅の日から1年未満の場合。説明を要するのは、拒絶理由が《商標法》第50条に関係しない場合は、中止の必要はない。引用商標が3年連続の不使用により取り消された場合は、「商標審査審理指南」（商標審査審判ガイドライン）に従って処理される。

(5) 当該引用商標に係る事件が既に終結し、その効力発生を待っている場合、または有効な判決が再審保留状態となった場合。

特に、不登録決定不服審判および無効宣告案件の場合に適用される状況がある。これは現行《商標法》第35条第4項および第45条第3項の規定に合致している。すなわち、

(6) 関係する先行権利が、人民法院で審理されている、または行政機関によって処理されている別の事件の結果に依拠する必要がある場合。

特に、拒絶査定不服審判に適用される状況がある。すなわち、

(7) 関係する引用商標が、人民法院で審理されているかまたは行政機関によって処理されている別の事件の結果に依拠しており、出願人が明示的に審理中止の申立をしている場合。

ここで、正当な権利者のための本来の趣旨を最大限実現するために、引用商標に関連する事件では、申請時期と申請主体を区別しないが、拒絶査定不服審判の申請者は、中止に係る引用商標の登録番号、所在する手続、案件との関係などの具体的な事情を明記し、中止を行うべきか否かも前述の必要性の原則を満たさなければならない。

中止できる状況には、次の3種がある。

(8) 拒絶査定不服審判事件に係る引用商標が既に無効宣告請求されており、当該引用商標の登録者が他の案件において《商標法》第4条、第19条第4項、第44条第1項等の規定により悪意の登録事由に該当すると認定されているとき、審理を中止することができる。この状況と上記(7)との違いは、申立人による中止の請求がなされることが要件ではないことにあり、審判官が事件の具体的な状況に応じて中止の要否を決定できる。これにより正当な権利者に対する悪意の登録商標に起因する繰り返しの出願や法的手続きを窮める煩わしさを効果的に軽減することができる。

(9) 事件の経緯が同一または関連する事件についてその先行する裁定若しくは判決を待つ必要があるときは、その都度、必要に応じて審理を中止することができる。この状況は必ずしも引用商標に関するものではないため、申請人は中止申請を提出する必要はないが、行政授權確認の手続き、行政および司法手続きを調整し、審査と審判の基準を統一し、結論の矛盾による手続きの悪循環を回避し、当事者の負担を効果的に軽減するために、審判官は、事件の具体的な状況に応じて、中止の要否を独自に決定することができる。

(10) その他審理を中断することができる事情、及び尽きることのない状況については、正当な権利者の必要性及び利益の原則に基づき、かつ、上記の事情を参考にして、案件を中止するかどうかを決定することができる。

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/ssbj_gzdt/202306/t20230613_27700.html

3. 国家知識産権局、2022年専利無効審判10大案件を発表

2022年の専利無効審判の十大案件には、発明専利の無効事件8件、実用新案専利の無効事件1件、意匠専利の無効事件1件がある。これらの案件は、人工知能、標準必須専利、遺伝子工学医薬品、漢方化合物製剤、新エネルギーなどの専利技術に関連しており、新分野・新産業の発明性の判断基準、「秘密保持審査」条項の適用、意匠権と商標権の競合判断、優先権判断などの典型または最先端の法律問題について深く解説している。2022年の専利覆審・無効十大案件は以下の通り。

(1) 発明の名称「B型肝炎ウイルス(HBV) iRNA組成物およびその使用方法」の発明専利の無効事件において、訂正が認められて権利の有効性維持の審決となった。本事例は、バイオテクノロジー分野における低分子干渉RNA(Small Interfering RNA)の進歩性判断の考え方を示すとともに、実験データと理論的予想との間に乖離がある場合に、明細書の開示が十分であるかどうかを判断するための審理指針を示したものである。

(2) 発明の名称「血栓溶解漢方製剤およびその調製方法」の発明専利の無効事件において、審決は権利の有効性維持となった。本事例は、漢方専利の実験データの信憑性に関する考え方と証明基準を示したもので

あり、このような場合に明細書が十分に開示されているか、請求項が明細書によって支持できるかどうかを判断する指針になる。

(3) 発明の名称が「電極シートおよびこれを含むリチウムイオン電池」の発明専利の無効事件において、訂正が認められて権利の有効性維持の審決となった。本事例は、携帯電話用電池の技術分野に関するものであり、発明が実際に解決する技術的課題を判断する上で、複数の技術的特徴の関連性を考慮した典型的な意義を有する。

(4) 考案の名称「伸縮性伝導組立装置および昇降コラム」の実用新案専利の無効事件に関するものであり、審決は全部無効であった。本事例は、中国専利法に秘密審査条項が導入された後、この理由で専利無効とされ典型的な事例である。法律の適用基準を解釈し、イノベーション主体が遵守すべき法律要件を示した。

(5) 発明の名称「セロトニン再取り込み阻害剤 (SSRI) としてのフェニルピペラジン誘導体」とする発明専利の無効事件であり、権利の有効性維持の審決となった。審決において、医薬品の適応症とメカニズムの関係が明細書に十分に開示されているかどうかの判断の影響について解釈し、発明・創作を奨励する専利法の立法趣旨を具体的に示した。

(6) 発明の名称「ユーザー機器 (UE) におけるリンクの最大伝送単位 (MTU) を構成する方法」の発明専利の無効事件において、審決は全部無効であった。通信分野の標準必須専利事件においては、3GPP メーリングリスト文書の開示・非開示の判断は、重要なポイントであると同時に難しい問題であり、本事例は、その証拠の適格性と証明力の判断に例示的な意義を有する。

(7) 物品の名称「自動車」の意匠専利の無効事件において、審決は全部無効であった。本事例は、意匠専利と先行商標権の抵触を判断するための原則と方法を詳細に説明したものである。審決では、商標と同一または類似であるかを判断し、関連する公衆の一般的な注意力を基準として、本件専利が商標標識として機能するかどうかを考慮すべきであると強調した。

(8) 発明の名称「電動バランススクーター及びその支持ボディ、始動方法、旋回方法」の発明専利の無効事件において、審決は全部無効であった。本事例は、分割出願の範囲を超えるか否かの審査の視点を提供し審査の基準を明確にしたものであり、分割出願の審査基準の運用の一貫性の促進に貢献した。

(9) 発明の名称「鉄スクラップを等級分けするためのニューラルネットワークモデルを確立する方法」の発明専利の無効事件であり、審決は有効性維持であった。本事例は、人工知能分野における発明専利の進歩性判断の典型的な事例であり、同分野におけるアルゴリズムや適用シナリオ等の全体的な技術的解決への寄与をどのように考えるべきかを説明し、進歩性判断の基準をさらに精緻化したものである。

(10) 発明の名称「効率的な不連続通信を提供する方法及び装置」の発明専利の無効事件であり、審決は訂正後の専利の有効性維持であった。本事例は、優先権主張の成立の成否の判断において、優先権の譲渡証明の認定に関してその有効性判断における典型的な意義を有するものである。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/26/art_3207_184728.html

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.com までお問合せください。よろしくお願いいたします。